

事業主様
ご担当者様

東京都千代田区三番町14番地4
東京トラック事業健康保険組合

健康診断結果提供のお願い(令和7年度分)

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、日頃は当健康保険組合の事業運営にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

当健康保険組合では、加入者の健康の保持・増進のため事業所で実施されている定期健康診断(労働安全衛生法に基づく事業者健診)の結果の提供をお願いしております。

これをご提供いただくことにより加入者の健康状態を把握し、生活習慣病の発症リスクが高い方等に、特定保健指導を実施いたしております。

生活習慣病の発症や重症化予防のためにも定期健康診断結果のご提供につきましてご理解とご協力をお願いいたします。

【健診結果を提供するメリットは？】

特定保健指導を(無料)受けることにより生活習慣病の改善・予防につながり医療費の増加を抑制することができます。

また、国への後期高齢者支援金の加算(ペナルティ)を抑えることができ、組合財政の圧迫を抑制することにも繋がります。

【個人情報である健診結果を提供して問題ありませんか？】

事業主様が健保組合に対して健診結果を提供することは「高齢者の医療の確保に関する法律」(右記参照)に規定されていますので、責任を問われることはありません。

また、ご提供いただいた健診結果は、個人情報保護法や当健康保険組合の個人情報保護規定に基づき適切な管理をいたします。

【健診結果の提供方法は？】

- ・健診機関に XML 形式(特定健診項目)でデータを作成してもらい直接、健保組合へ提出
(データの作成料が発生する場合は健保組合宛の請求書を依頼してください)
- ・データ作成ができない健診機関は、事業所より健診結果と特定健診問診票の写しを健保組合へ提出
(健診結果、特定健診問診票の写しを紙媒体または PDF 等で郵送してください)

【注】東京トラック事業健康保険組合が費用補助(東振協等)をしている健診については、データは健診機関より直接健保へ提出されているため依頼の必要はありません。

令和7年度の受診・提供状況が不明な場合は「未提出者一覧」をお送りいたしますのでご連絡ください。

【高齢者の医療の確保に関する法律～昭和57年法律第80号～】より抜粋

第27条

2. 保険者は、加入者を使用している事業者等又は使用していた事業者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、労働安全衛生法その他の法令に基づき当該事業者等が保存している当該加入者に係る健康診断に関する記録の写しを提供するよう求めることができる。
3. 前二項の規定により、特定健康診査若しくは特定保健指導に関する記録又は健康診断に関する記録の写しの提供を求められた他の保険者又は事業者等は、厚生労働省令で定めるところにより、当該記録の写しを提供しなければならない。

ご不明な点につきましては、下記にお問い合わせください

健康管理課 電話 03-3264-2369(直通)